

特殊車両・過積載車両について合同の取締りを実施しました。

過積載車両が通行することにより、道路にわだち掘れやひび割れなどが発生したり、橋梁などの構造物へも重大な影響を与えています。また、特殊車両許可条件を無視した車両による事故は、重大事故に結びつきやすく交通社会に与える影響も大きくなってまいります。この度築館警察署並びに若柳警察署と合同で、過積載や特殊車両の違反がないか現地取締を実施し適正な通行を指導しました。

1. 日 時 平成26年5月28日(水)13時30分～15時
2. 場 所 国道4号 栗原市高清水小山田地内(駐車帯)
3. 実施内容 道路管理者及び交通管理者による特殊車両・過積載の取締り
4. 今回の取締の結果 **対象車両11台のうち、**

許可書不携帯	2台
許可条件違反(重量違反)	1台
無許可	3台
計	6台

今回の取締実施状況



・特殊車両通行許可違反車両に対し適正な指導を実施。

〈 発表記者会： 宮城県政記者会、東北電力記者クラブ、東北専門記者会、大崎記者クラブ 〉

お問い合わせ先

国土交通省仙台河川国道事務所 道路管理第一課長 ながぬま てつや 永沼 哲弥  
(特殊車両取り締まり) TEL 022-248-4131(内線431)